

# 熊本県公報

第 1 1 7 0 5 号  
平成 20 年 6 月 11 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 指定居宅サービス事業所の指定（短期入所生活介護）……………（高齢者支援総室） 1
- 指定介護予防サービス事業所の指定（介護予防短期入所生活介護）……………（ ” ） 1
- 指定居宅サービス事業所の指定（短期入所生活介護）……………（ ” ） 1
- 指定介護予防サービス事業所の指定（介護予防短期入所生活介護）……………（ ” ） 2
- 熊本県農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱交付金交付要項の改正……………（農業経営課） 2

**公 告**

- 肥料登録有効期間更新……………（農業技術課） 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………（商工政策課） 3
- 開発行為工事完了公告……………（建築課） 3
- 橋架の撤去に伴い発生した鋼材の処分（売却）に係る一般競争入札……………（道路整備課） 3
- 団体営土地改良事業施行の適否決定……………（農村計画・技術管理課） 4
- ”……………（ ” ） 5
- 土地改良事業の工事完了……………（ ” ） 5

**登 載 依 頼**

- 駐車監視員資格者講習……………（警察本部交通指導課） 5

**正 誤**

- 平成 20 年 3 月 17 日付け熊本県公報第 11669 号中……………（警察本部警務課） 6

## 告 示

**熊本県告示第 572 号**  
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。  
平成 20 年 6 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（短期入所生活介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
くまもと長寿苑そよ風 阿蘇郡西原村大字布田字乾原 1089-1	株式会社メデカジャパン	平成 20 年 6 月 1 日

**熊本県告示第 573 号**  
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。  
平成 20 年 6 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防短期入所生活介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
くまもと長寿苑そよ風 阿蘇郡西原村大字布田字乾原 1089-1	株式会社メデカジャパン	平成 20 年 6 月 1 日

**熊本県告示第 574 号**  
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。  
平成 20 年 6 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（短期入所生活介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
桜の丘綾の家短期入所生活介護事業所 上益城郡甲佐町大字岩下 194 番地 1	社会福祉法人綾友会	平成 20 年 6 月 1 日

**熊本県告示第 575 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 6 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防短期入所生活介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
桜の丘綾の家短期入所生活介護事業所 上益城郡甲佐町大字岩下 194 番地 1	社会福祉法人綾友会	平成 20 年 6 月 1 日

**熊本県告示第 576 号**

熊本県農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱交付金交付要項の一部を改正する規定を次のように定める。

平成 20 年 6 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱交付金交付要項の一部を改正する規定

熊本県農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱交付金交付要項（昭和 44 年熊本県告示第 245 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県農業経営基盤強化事業事務取扱交付金交付要項

第 1 条中「農業経営基盤強化措置特別会計事務」を「食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定の事務」に改める。

第 3 条第 1 項中「農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱交付金交付申請書」を「農業経営基盤強化事業事務取扱交付金交付申請書」に改める。

第 6 条第 1 項中「農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱実績報告書」を「農業経営基盤強化事業事務取扱実績報告書」に改め、同項第 2 号中「国有農地管理事業成績書」を「国有農地等管理事業成績書」に改める。

別記第 1 号様式中「農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱交付金交付申請書」を「農業経営基盤強化事業事務取扱交付金交付申請書」に、「殿」を「様」に、「農業経営基盤強化措置特別会計（対価徴収関係・国有農地等管理関係）の事業」を「食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定（対価徴収関係・国有農地等管理関係）の事業」に、「熊本県農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱交付金交付要項」を「熊本県農業経営基盤強化事業事務取扱交付金交付要項」に改める。

別記第 3 号様式中「国有農地管理事務取扱交付金」を「国有農地等管理事務取扱交付金」に改める。

別記第 4 号様式中「農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱実績報告書」を「農業経営基盤強化事業事務取扱実績報告書」に、「殿」を「様」に、「 年 月 日付、熊本県指令農開第 号」を「 年 月 日付け 第 号」に、「農業経営基盤強化措置特別会計（対価徴収関係・国有農地等管理関係）事業」を「食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定（対価徴収関係・国有農地等管理関係）の事業」に改める。

附 則

この要項は、告示の日から施行し、平成 20 年度分の交付金から適用する。

**公 告**

**熊本県公告第 433 号**

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告する。

平成 20 年 6 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新した年月日
------	-------	-------	-----------	--------	-----------------	---------

熊本県肥第 1297 号	生石灰	80.0 生 石灰	アルカリ 分：80.0	該当なし。	中尾勝弘 熊本県玉名郡玉東町木 葉 799 の 5	平成 20 年 6 月 11 日
-----------------	-----	--------------	----------------	-------	---------------------------------	------------------

**熊本県公告第 434 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 20 年 6 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ光の森店  
菊池郡菊陽町光の森五丁目 14 番 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 設置する者  
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城政雄  
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目 13 番 21 号
  - (2) 小売業を行う者  
同上
- 3 大規模小売店舗を新設する日  
平成 21 年 1 月 30 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,355 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の設置の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
100 台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
67 台
  - (3) 自動二輪車駐車場の収容台数  
8 台
  - (4) 荷さばき施設の面積  
45 平方メートル
  - (5) 廃棄物等の保管施設の容量  
37 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
24 時間営業
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24 時間
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
3 箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後 10 時まで
- 7 届出年月日  
平成 20 年 5 月 29 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局総務振興課  
平成 20 年 6 月 11 日から平成 20 年 10 月 11 日まで

**熊本県公告第 435 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 6 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字杉水字水口 3314 番、同 3329 番 2、同 3329 番 3 及び里道  
7,682.79 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
菊池郡大津町杉水 3329-3  
有限会社ツノダ工業

**熊本県公告第 436 号**

県有財産を次のとおり売却する。

平成20年6月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示  
八代市新港町先  
国道445号仮橋撤去に伴う発生鋼材 1340.0 t
- 2 入札期日  
平成20年6月30日(月) 午前10時
- 3 入札場所  
八代市西片町1660番地 熊本県八代地域振興局入札室
- 4 入札の方法  
落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上を納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は契約担当者が確実に認める金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。契約担当者が確実に認める金融機関とは、熊本(4301)手形交換所加盟金融機関のこと。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 6 開札期日  
入札終了後即時
- 7 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上を契約と同時に納入するものとする。この場合において、納入は、熊本県が発行する納入通知書により払い込み、その写しを提出しなければならない。
- 8 入札参加資格  
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 入札にかかる契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産者で復権を得ないもの  
(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- 9 入札参加申込書  
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。  
提出方法 持参又は郵送  
提出期限 平成20年6月27日(金) 午後5時  
(郵送の場合は提出期限までに必着)  
提出先 八代市西片町1660番地 熊本県八代地域振興局総務部総務振興課
- 10 入札に参加しようとする者は、9の入札参加申込書のほか次に掲げる書類を提出しなければならない。  
(1) 個人の場合 印鑑証明書  
(2) 法人の場合 印鑑証明書  
(3) 代理人を入札に参加させる場合 (1)又は(2)に掲げる種類のほか委任状
- 11 その他  
(1) 契約締結期限 平成20年7月7日(月)  
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。  
(3) 鋼材の搬出期限 契約書により指定する。  
(4) 物件の数量を契約書に定める方法に従って計量し、契約金額の変更について契約を行うものとする。  
(5) 契約締結場所 八代市西片町1660番地 熊本県八代地域振興局総務部総務振興課  
(6) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)等を承知のうえ入札するものとする。  
(7) 問い合わせ先  
熊本県八代地域振興局総務部総務振興課(電話0965-33-3158)

**熊本県公告第437号**

水上村長成尾政紀から協議のあった本野地区土地改良事業(農業用排水施設)の施行については、平成20年6月3日付けで適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成20年6月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称

- 本野地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成20年6月12日から平成20年7月9日まで
- 3 縦覧場所  
水上村役場

**熊本県公告第438号**

植木町南谷地区土地改良事業共同施行者 宮崎法大ほか26人から認可の申請があった南谷地区土地改良事業（区画整理）の施行については、平成20年6月3日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成20年6月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 規約の写し
  - (2) 南谷地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成20年6月12日から平成20年7月9日まで
- 3 縦覧場所  
植木町役場

**熊本県公告第439号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成20年6月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	有明（大楠工区）（天草市）	平成18年3月23日	平成19年3月29日	熊本県
暗渠排水	有明（大楠工区）（天草市）	平成18年3月23日	平成19年3月29日	熊本県

**登載依頼**

**熊本県公安委員会告示第10号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習を次のように行うので、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により告示する。

平成20年6月11日

熊本県公安委員会委員長 松村敏人

- 1 講習の名称  
駐車監視員資格者講習
- 2 講習の目的  
道路の交通に関する法令の知識その他放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うため必要な技能及び知識を習得させること。
- 3 講習の日時等

講習日時	講習場所	講習内容
平成20年7月29日（火曜日） 午前9時20分から午後6時まで	財団法人熊本テルサ 2階「研修室A」 熊本市水前寺公園28番51号	講義7時間
平成20年7月30日（水曜日） 午前9時20分から午後6時まで		講義7時間
平成20年8月7日（木曜日） 午前9時30分から午前10時30分まで		修了考査1時間

注) 1 受付時間は、午前8時45分からとする。

2 修了考査の日は、合格発表、駐車監視員資格者講習修了証明書の交付等があるため、終了時刻は午後1時ころとなる。

- 4 受講者数  
28人（定員になり次第申込みの受付を終了する。）

5 受講手続

(1) 受付期間等

平成 20 年 7 月 1 日（火曜日）から同年 7 月 18 日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。）

(2) 受付場所

熊本県警察本部交通指導課（熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号）

(3) 提出書類

駐車監視員資格者講習受講申込書 1 通

なお、申込書は、前（2）の受付場所並びに熊本北警察署、熊本南警察署及び熊本東警察署の交通第一課において、前（1）の受付期間に配布する。

(4) 申込方法

受講の申込みは、申込書に必要な事項を記載の上、写真をはり付け、受講者本人が直接提出すること。

なお、申込みに当たっては、受講者本人であることを確認できる運転免許証などの写真付きの身分証明書を提示すること。

また、やむを得ない理由により代理人を通じて申し込む場合は、委任状のほか、申込書とともに受講者の住所、氏名、顔写真等を確認できる書類（運転免許証などの写真付きの身分証明書）の写しを提出すること。

6 講習手数料

講習手数料（19,000 円）は、熊本県収入証紙により、申込書の提出時に納付すること。

なお、納付した手数料は、還付しない。

7 その他

(1) 注意事項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第 51 条の 13 第 1 項第 2 号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。

(2) 問い合わせ先

熊本県警察本部交通指導課

電話 096（381）0110 内線 5125・5126

正 誤

平成 20 年 3 月 17 日付け熊本県公報第 11669 号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
177	29	警察本部生活安全企画課長	警察本部生活安全企画室長